

自転車に関する道路交通法改正について

二学年主任 小野木 徹

2015年6月1日から改正道路交通法が一部施行され、自転車の交通ルール違反の罰則が強化されました。このことについては、メディアを通じて既に知っていることと思います。これまで、様々な機会を捉えて自転車の乗り方について話をしてきましたが、ここでもう一度自転車の乗り方について考えてみましょう。あらためて言うまでもなく、自転車は手軽な乗り物ではありますが、乗り方次第では「死亡事故を引き起こす可能性のある乗り物」でもあるのです。

今後、以下に示した「危険運転 14 項目」に違反した場合、悪質な運転者であるという判断の下で「安全講習」の受講が義務づけられます。具体的に言えば「自転車運転中の危険行為 14 項目について“違反切符による取り締まり”もしくは“交通事故”を3年以内に2回以上行った場合、自転車運転者安全講習を受けなければならない」ということです。講習には受講料(5700円)がかかりますし、受講命令を無視すれば、裁判所へ呼び出しの上で5万円以下の罰金が科せられるということです。

なお、これは14歳以上の全ての自転車運転者が対象となります。

1. 信号無視

2. 通行禁止違反

自転車の通行できる場所は原則「車道」だということを知っていますか？

3. 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)

スピードを出して走っていると違反になる。

4. 通行区分違反

自転車道がないときは車道の左側を走ることになっている。車道の逆走は禁止。

5. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

6. 遮断機が降りた踏切への立ち入り

7. 交差点安全進行義務違反など

優先道路を走る車両が優先する。

8. 交差点優先車妨害など

右折の際は直進車、左折車の邪魔にならないようにする。

9. 環状交差点での安全進行義務違反など

10. 指定場所一時不停止違反など

「止まれ」標識などの前では、自転車も一時停止しなければならない

11. 歩道通行時の通行方法違反

自転車は車道を走るのが原則で、歩道は通行禁止。道路標識で通行可とされている場合、運転者が幼児等であれば歩道を走ることができるが、その際は「車道寄り」を徐行する。歩行者の邪魔になるようなら一時停止。

12. 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

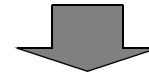
ブレーキがない、正常に作動しない自転車の運転は違反。必ず前後輪両方のブレーキが正常に作動する自転車に乗らなければならない。一部の競技用自転車のような前輪のみ、または後輪のみのブレーキの自転車で公道を走ると違反になるので要注意。

13. 酒酔い運転

自動車同様、飲酒後の運転は禁止。

14. 安全運転義務違反

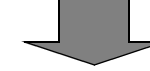
道交法第70条「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」



具体的には「二人乗り」、スマホや傘をさしながらの「片手運転」等があげられる。特に自転車運転中の携帯電話の操作は、チラッと見るだけでも安全運転義務違反になるので要注意。

また、通学時にイヤホンやヘッドフォンで音楽を聴きながらの自転車運転をしている人も多いかも知れませんが、こちらも安全運転義務違反にあたる行為です。そして2台以上での並列走行、つまり話をしながら横並びになり自転車運転する行為も違反です。

事故が起きてからでは遅いのです。安全運転を肝に銘じましょう！以下の記事は、2週間ほど前のものです。



【イヤホンつけて運転の自転車にはねられ女性死亡】

千葉市で10日、横断歩道を渡っていた77歳の女性が、19歳の少年が乗った自転車にはねられ死亡しました。少年はイヤホンを耳につけて運転していて、赤信号無視をしていた可能性もあるということです。

10日午後7時すぎ、千葉市稲毛区の道路で77歳の女性が横断歩道を渡っていたところ、19歳の男子大学生が乗った自転車にはねられました。女性は頭を強く打って病院に運ばれましたが、およそ1時間半後に死亡しました。

警察によりますと、少年はイヤホンを両耳につけて自転車を運転していたうえ、「下を見て運転していた」と供述しているということです。また、赤信号を無視していたとの目撃情報もあり、警察が事故の状況を詳しく調べています。

女性は都内に住んでいて、10日は現場近くに住む娘を訪ねたあと、帰宅途中だったということです。【TBS News i 6月11日(木)】

保護者の皆様へ

・以前から何度か申し上げておりますが、自転車の使用に際しましては、お子様方に対し十分に注意喚起していただきたいと思っております。また、自転車通学をしておらず日常的に自転車を使用していない場合でも、歩行者として被害に遭うケースも増えてきておりますので、他人事とは考えずに真摯にお考えいただけますようお願い申し上げます。

・先日もご案内申し上げましたが、明日6/25(木)には、イズミティにて「保護者進路相談会」が開催されます。予約等は一切必要ありませんし、時間内(18:00~21:00)は自由に入退場可能です。各大学の入試担当者からの話をお聞きになりたい、もしくは入試に関する相談をしたいという場合には、お仕事帰りにでもお立ち寄り下さい。